

令和8年8月26日

会員各位

白山商工会議所
会頭 高松 喜与志
(公印省略)

令和8年熊本地震災害支援金へのご協力方について（お願い）

謹啓 涼秋の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る7月28日に発生しました令和8年熊本地震により、被災地は甚大な被害に見舞われ、今なお余震が続き、身の安全確保や生活の維持に追われております。

こうした状況を踏まえ、日本商工会議所では、全国の商工会議所が協力し、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用する支援金を募集することといたしました。

皆様におかれましては、本支援金の趣旨をご理解の上、無理のない範囲でご協力を賜りますようお願い申し上げます。 敬具

記

募金額 1万円／1口 以上

振込先 北國銀行松任支店 普通預金 No.148030

口座名 ハクサンショウコウカイギショ 白山商工会議所 レイワハチネンクマモトジンサイガイシエンキン 令和8年熊本地震災害支援金

※1. 支援金は、日本商工会議所で取りまとめ、被災した商工会議所へ送金させていただきます。

復旧・復興に向けて被災地の商工会議所が実施する被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。

※2. 恐縮ではありますが、振込手数料は、御社にてご負担いただきますようお願いいたします。

なお、北國銀行本支店間は、窓口、ATM、インターネットバンキング（北國銀行口座からに限る）での振込手数料は無料となります。

※3. お振込期限は、10月20日（火）を目途とさせていただきます。

〈本件担当〉白山商工会議所 総務課 島崎・山本

TEL：076-276-3811

※寄附金税制上、本支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が支援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が支援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12 分の当期の月数×1000 分の
2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100 分の
2.5〕×4 分の 1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、1 年決算法人の場合の
損金算入限度額

$$[1,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 2.5/1000 + 1,500 \text{ 万円} \times 2.5/100] \times 1/4 = [10 \text{ 万円}]$$

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能のほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県市町）への募金をご検討いただけますと幸いです。

※領収書は、支援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。